

令和元年度特定調達品目 に関する検討方針・課題 (案)

令和元年7月1日

1. 重点検討事項について

- (1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討
- (2) プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応
- (3) 紙類に係る検討

2. 品目の追加等の検討について

- (1) 提案募集における新規提案等について
- (2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

3. 物品及び役務に係る定期見直し対象品目について

- (1) 画像機器等 (2) 電子計算機等 (3) オフィス機器等
- (4) 移動電話等 (5) 家電製品
- (6) エアコンディショナー等 (7) 温水器等
- (8) 自動車等 (9) インテリア・寝装寝具 (10) 役務
- (11) その他の品目に係る見直し等

4. グリーン購入の推進に関する事項

- (1) 環境負荷低減効果について
- (2) グリーン購入の推進について

1. 重点検討事項について

- (1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討
- (2) プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応
- (3) 紙類に係る検討

グリーン購入法のあり方検討における政策課題と論点

環境政策における3つの課題

1. SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた対応

- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組への寄与
 - 陸域・海洋生態系の保全・回復や食品ロス対応等への寄与を含む

2. パリ協定を踏まえた気候変動対策に向けた対応

- パリ協定を踏まえた我が国の中長期的な削減目標の達成を見据えた温暖化対策・低炭素社会の構築に向けた取組への寄与

3. 循環型社会の形成に向けた対応

- 資源生産性の向上、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用を通じた循環型社会の形成に向けた取組への寄与

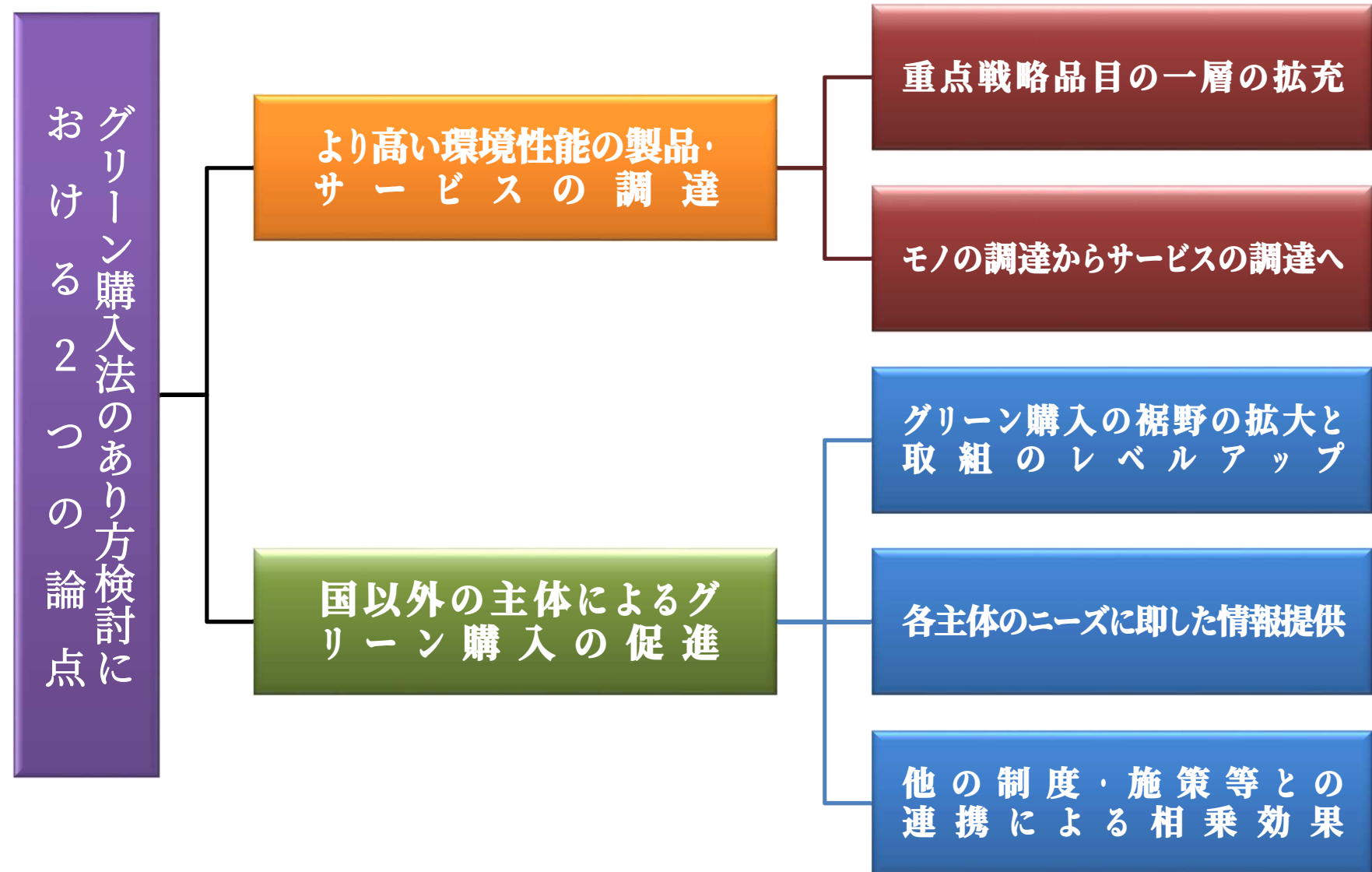
あり方検討における2つの論点

1. より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点
2. 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

「3つの政策課題」の解決に向け、「2つの論点」を検討

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

昨年度における2つの論点に関する当面の対応について



(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点

○ 「重点戦略品目の一層の拡充」についての対応案

■ 昨年度、2段階の判断の基準を設定済みの品目

- 平成30年度は省エネ法のトップランナー基準の多段階評価基準の対象機器を中心に導入を検討
 - 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫
 - 業務用エアコン
 - LED照明器具

■ 今後、以下の品目について、2段階の判断の基準を設定してはどうか

- ① 平成30年度に見送りとなった品目
 - 家庭用エアコン（トップランナー基準を制定予定）
 - テレビジョン受信機（トップランナー基準を制定予定）
- ② 新たに追加が考えられる品目
 - 太陽熱利用システム（新JIS規格を制定予定）
 - 電子計算機（国際エネルギースタープログラム改定・発効予定、トップランナー基準を制定予定）
 - 電気便座（トップランナー基準の多段階評価基準の適用を検討）

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

より高い環境性能の製品・サービスの調達に向けた論点

○ 「モノの調達からサービスの調達へ」についての対応案

■ 昨年度、役務分野（サービス）として設定済みの品目

- 平成30年度は印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務を新たな役務（サービス）として位置づけ

- 印刷機能等提供業務

■ 今後、以下の品目について、新たに役務（サービス）への移行を検討してはどうか

- 自転車のシェアリング（エコマークにおいて検討中）

- 電子計算機（国等の機関における調達量が多い品目のなかでメンテナンスを含むリース契約による割合が高い）

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

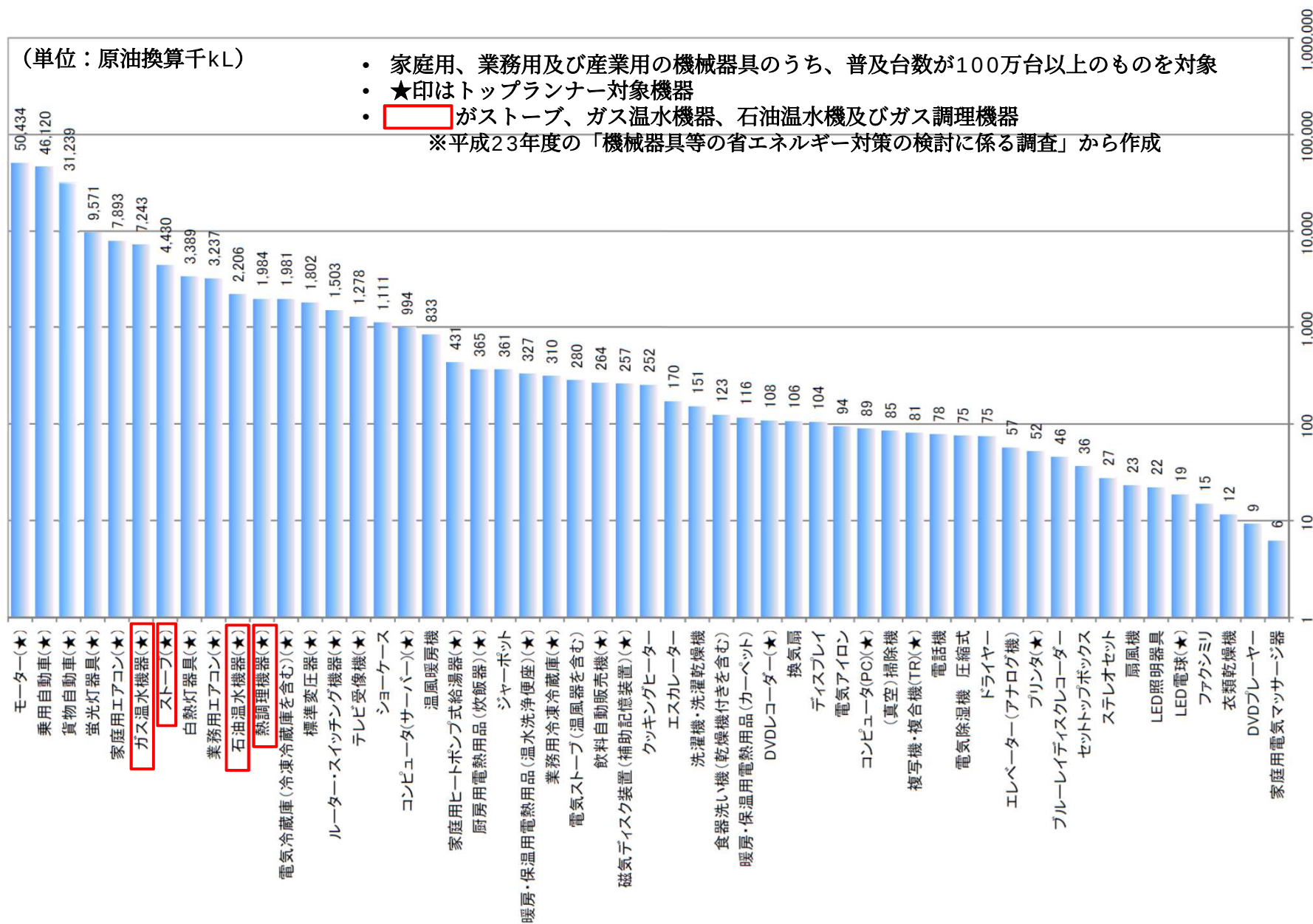
○ 事務局から追加で提案する対応案

■ エネルギー消費量の多い品目（次スライド[参考]参照）

- 【参考】に示された上位15機械器具のうち、物品・役務の特定調達品目は以下のとおり
 - 自動車
 - 業務用エアコン
 - 温水器（ガス温水機器、石油温水機器）
 - ストーブ
 - 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫
 - 熱調理機器（ガス調理機器）
 - 変圧器
 - テレビジョン受信機

- 上記の品目のうち、赤字で示すガスや灯油等の1次エネルギーに関連する品目については、10年以上基準等が見直されていない
- 判断の基準等の改善可能性を含めた検討の余地があると考えられることから、本年度重点的な検討を行ってはどうか

【参考】機械器具ごとの年間エネルギー消費量推計結果



資料：総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会（第9回）配布資料（平成27年1月）

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

○ グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応【地方公共団体】

■ グリーン購入未実施の中小規模の地方公共団体に向けた取組①【1/2】

- 国以外の主体の中でも、特に中小規模の地方公共団体においてグリーン購入の未実施割合が高い傾向にある
 - 区市の16.8%に対して町村では53.2%が未実施の状況
- 町村に対するアンケート調査結果
 - 実施できない要因として多く回答された項目
【人的余裕がない、文書作成が負担、関係部署との調整が難しい】
 - 必要な国の取組として多く回答された項目
【手順書・マニュアル、仕様書や書式例、効果の提示】

- これまでも「グリーン購入の調達者の手引き」等の調達者向けの説明書を作成・普及しているところであるが、人的余裕がない中小の地方公共団体向けに特化した資料（簡易キット）を作成してはどうか

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

○ グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応【地方公共団体】

■ **グリーン購入未実施の中小規模の地方公共団体に向けた取組①**【2/2】

簡易キットのイメージ

- 調達方針、各仕様書のひな形
 - 品目を限定し、**地方公共団体名を記載すればそのまま使用可能**なもの
 - **追記することでグリーン購入の仕様となる文書案**も別途検討
- “メリハリ”をつけた対象品目一覧
 - **環境負荷低減効果が高い品目、適合がわかり易い品目** 等々
- 組織内（議会等を含む）説明用資料
 - **内部説明**がスムーズに進められるよう**基本的な資料**を準備
 - SDGs、パリ協定などの総論関係の概要説明資料、地方公共団体の取組好事例集、調達実績からCO₂削減効果等を計算するツール 等々

- 本年度は素案を作成するとともに、アンケート調査により詳細な課題・ニーズ等を把握し、**次年度からの配布**を検討してはどうか

(1) グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

○ グリーン購入の裾野の拡大に向けた対応【地方公共団体】

■ グリーン購入未実施の中小規模の地方公共団体に向けた取組②

- 都道府県及び政令市を核とするグループ単位で連絡会議等を実施した地域は、グリーン購入の実施率が高まる傾向がある
 - 滋賀県では、滋賀グリーン活動ネットワークが「地公体のグリーン購入担当者連絡会議」を毎年主催し、グリーン購入の周知に努めている
 - ➔ 滋賀県のグリーン購入の組織的实施率は全国1位（89.5％）
 - 高知県では、平成28年に「高知県地球温暖化防止県民会議」の行政部会の活動として「グリーン購入基本方針策定支援ワーキング」を実施
 - ➔ 全3回のワーキングに参加したグリーン購入の基本方針未策定の18市町村のうち7市町村が新たに基本方針を策定したとの情報有

- 上記事例を参考に都道府県及び政令市を核とするグループを対象としたグリーン購入連絡会議（仮称）の開催・運営を支援するのはどうか
- 例えば、モデル都道府県を1つ選定して試行し、組織的実施率向上のノウハウを蓄積した後、地方環境事務所所在地、全国へ試みを広げていくこととしてはどうか
- 前項記載の「簡易キット」を併用していくことも検討してはどうか

(2) プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応

■ 「プラスチック資源循環戦略」を政府として策定（令和元年5月31日）

➡ 背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

➡ 重点戦略

1. プラスチック資源循環（①リデュース等の徹底、②効果的・効率的で持続可能なリサイクル、③再生材・バイオプラスチックの利用促進）
2. 海洋プラスチック対策（①ポイ捨て・不法投棄の撲滅、陸域における廃棄物適正処理、②マイクロプラスチック流出抑制対策、③海洋ごみの回収処理、④代替イノベーションの推進、⑤海洋ごみの実態把握）
3. 国際展開（①途上国における海洋プラスチックの発生抑制等の対策支援、②地球規模のモニタリング、③研究ネットワークの構築）
4. 基盤整備（①社会システムの確立、②資源循環関連産業の振興、③技術開発、④調査研究、⑤連携協働、⑥情報基盤、⑦海外展開基盤）

(2) プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応



「プラスチック資源循環戦略」におけるマイルストーン

<リデュース>

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤**2030年**までに再生利用を倍増
- ⑥**2030年**までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

- ➡ マイルストーンの達成に向けた施策の1つとして「可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックにおけるバイオマスプラスチックの使用」も具体的に明記



グリーン購入法は国・地方公共団体等による環境用品等の率先的な公共調達を推進する立場から、再生材・バイオプラスチックの需要の拡大や、リデュース等を通じた海洋プラスチック対策等への貢献を期待されているところ。

(2) プラスチック資源循環戦略の策定を受けた対応



「プラスチック資源循環戦略」の策定を受けた具体的な対応

- 本年度より、定期見直し対象品目については、特にプラスチック資源循環に関連した検討を必須事項として位置づけ、見直しを行っていくのはどうか
- その他、定期見直し対象外の品目についても、プラスチック資源循環の推進のため前倒して見直しすることとしてはどうか
- 新規追加品目の候補として「ごみ袋」について検討を実施してはどうか

(3) 紙類に係る検討

○ 印刷用紙に係る取扱い対応の経緯

■ 平成30（2018）年12月下旬

- ➡ グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙の入手が困難であるとの問い合わせが発生。その後も同様の問い合わせが増加

■ 平成31（2019）年2月～3月上旬

- ➡ 全日本印刷工業組合連合会及び日本洋紙板紙卸商業組合より、印刷用紙入手困難であることを理由とした対応要望が連絡される

■ 平成31（2019）年2月20日～3月1日

- ➡ 製紙会社7社にヒアリングを実施
 - ➡ 判断の基準を満たす印刷用紙の生産状況が大きく減じている状況を確認（生産中止4社、受注生産に切替1社）

■ 平成31（2019）年3月8日～3月20日

- ➡ 印刷用紙の取扱いに関する事務連絡について各省協議を実施

■ 平成31（2019）年3月22日

- ➡ 印刷用紙の取扱いに関する事務連絡の送付
 - ➡ 「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」

ヒアリング結果、古紙の国内の状況等については「委員限り資料」を参照

(3) 紙類に係る検討

○ 印刷用紙に関する通知 (平成31年3月22日)

【別紙】

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平成31年3月22日
グリーン購入法
関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成31年2月8日閣議決定)に基づき国及び独立行政法人等(以下「国等」という)にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、特に印刷用紙を中心に入手が困難な状況にある。そのため、印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応することを確認する。なお、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を講ずるものとする。

また、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要には、古紙需給環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。

なお、参考例として「印刷用紙の購入」に関する仕様の例を示します。

印刷用紙の購入に関する仕様(例)

納入物品の仕様

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める印刷用紙の「判断の基準」を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

(3) 紙類に係る検討

■ 印刷用紙を中心とした古紙パルプ配合製品の調達に係るグリーン購入法における対応案

➡ 古紙パルプ配合製品の需給状況の把握

○ 国等の機関における調達状況に関する調査【調達側への調査】

- ▶ 国及び独立行政法人等における紙及び紙製品に係る調達状況の把握

○ 市場への供給状況・供給見込み等に関する調査【供給側、収集・使用・加工事業者等への調査】

- ▶ 業界団体、製紙メーカー等に対するヒアリング等調査
- ▶ 印刷事業者、古紙回収業者、当該団体等に対するヒアリング等調査
- ▶ その他紙及び紙製品関連事業者・団体等に対するヒアリング等調査

➡ 今後の対応のあり方の検討

○ 上記調査結果等を踏まえた幅広い観点から、今後の対応のあり方の検討

- 紙類及び紙・紙製品に係る判断の基準等については当面の見直しの必要性に係る検討及び見直しが必要な場合の具体的な判断の基準等に係る検討をしてはどうか
- 提案募集における紙類の判断の基準等の見直しに係る提案内容（後述）及び本年度の見直し対象品目である役務の「印刷」は、印刷用紙の判断の基準等と密接な関連があることから、併せて検討を実施してはどうか

2. 品目の追加等の検討について

- (1) 提案募集における新規提案等について
- (2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

(1) 提案募集における新規提案等について

■ 提案募集の概要

- ➡ 提案募集期間 : 4月25日～5月30日
- ➡ 提案件数 : 物品6件、役務1件、公共工事10件の計17件※

○ 本年度の提案募集に当たっては、温室効果ガス排出抑制及びプラスチックの資源循環に特に資すると考えられる特定調達品目の追加、見直し等について積極的な提案を求めたところ

※ 分野・品目等については提案者の申告によるものを含むため、今後の検討により変更があり得る。提案件数であって提案品目数ではない

■ 提案品目及び提案内容に係る検討方針等

- ➡ 各品目の提案内容及び留意点等を踏まえた物品・役務の現段階における検討方針等の詳細について後述
- ➡ 必要に応じ、提案者に対する追加資料の提出依頼、ヒアリングの実施等を行うとともに、提案品目に係る環境負荷低減効果、供給状況等を調査・確認し、新規の追加又は判断の基準等の見直しについて検討を実施

提案件数の内訳は資料2別紙-3、提案内容の概要等は資料2別紙-4を参照

(1) 提案募集における新規提案等について

① 紙類

a. コピー用紙、印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）

- ➡ 古紙パルプ配合率の最低値※を50％に引き下げるべき
- ➡ 総合評価指標において、指標項目である「その他の持続可能性を目指したパルプ」の重み付けを森林認証材パルプ、間伐材パルプと同一にすべき
- ➡ 白色度、坪量、塗工量は指標項目から除外すべき
- ➡ 総合評価値の製品表示は古紙パルプ配合率のみにすべき

※ 古紙パルプ配合率の最低値はコピー用紙70％、印刷用紙60％

b. フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙

- ➡ 古紙パルプ配合率に係る判断の基準※を50％に引き下げるべき

※ 古紙パルプ配合率に係る判断の基準は70％

- 紙類の総合評価値の算定に係る指標項目及び重み付けについては、昨年度も検討がされており、現行の考え方が適切と判断されたところ
- 一方、上記見直し検討後、印刷用紙を中心に入手が困難な状況が発現。前述のとおり、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応することとしたところ
- 重点検討事項の紙類に係る検討、本年度見直し対象品目の印刷に係る検討と併せ、今後の特定調達物品等の生産見込み等を踏まえ、検討を実施してはどうか

(1) 提案募集における新規提案等について

② 役務

印刷

- ➡ 「古紙リサイクル適性ランクリスト」のBランクの紙も印刷物の材料として使用可とすべき

- 「紙」から「紙」へのリサイクルを一層促進するために、国等の機関は、原則として「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランクの印刷資材を使用することとしている。なお、「古紙リサイクル適性ランクリスト」の検討状況を踏まえ、印刷の判断の基準等への適切に反映しているところ
- Bランクの紙を含めた古紙利用の一層の活性化を図るべきとの考え方について、リサイクル技術の動向、昨今の古紙の需要環境を踏まえ、検討・整理を実施してはどうか
- 本年度見直し対象品目の印刷に係る検討と併せ、検討を実施してはどうか

(1) 提案募集における新規提案等について

③ その他（現行の分野以外又は各分野・品目横断）

a. 眼鏡フレーム

- ➡ 使用済みペットボトルを回収・再資源化したペレットを使用した眼鏡フレームを新規の特定調達品目として追加する提案

b. トレー

- ➡ 使用済みペットボトルを回収・再資源化したペレットを使用したトレーを新規の特定調達品目として追加する提案

- いずれについても、国等の機関における調達実績、環境負荷低減効果、市場への供給状況、コスト等の確認をしたうえで、判断することとしてはどうか
- トレーについては既に文具類において特定調達品目となっており、当該製品の用途等を踏まえ追加の必要性を検討してはどうか

(1) 提案募集における新規提案等について

③ その他（現行の分野以外又は各分野・品目横断）

c. チェンソーオイル

- ➡ 植物油脂を原料とした生分解性のチェンソーオイルを新規の特定調達品目として追加する提案

d. 林業資材

- ➡ 生分解性プラスチックを使用した林業資材（被覆シート、獣害対策等）を新規の特定調達品目として追加する提案

e. 吸収性物品（紙おむつ等）

- ➡ 使用済み紙おむつを回収・再資源化したパルプ、高分子吸収材、プラスチック等を使用した紙おむつ

- 
- 国等の機関における調達実績、環境負荷低減効果、市場への供給状況、コスト等の確認をしたうえで、判断することとしてはどうか

(2) 公共工事のロングリスト掲載品目について

○ その他（現行の分野以外又は各分野・品目横断）

- ➡ 公共工事の分野において、平成30年度の特選調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理された「循環式エコクリーンブラスト工法」については、引き続き検討を実施することとしてはどうか

3. 物品及び役務に係る定期見直し 対象品目について

- (1) 画像機器等 (2) 電子計算機等
- (3) オフィス機器等 (4) 移動電話等
- (5) 家電製品 (6) エアコンディショナー等
- (7) 温水器等 (8) 自動車等
- (9) インテリア・寝装寝具 (10) 役務
- その他の品目に係る見直し等

令和元年度定期見直し対象品目

- 「特定調達品目の見直し方針（以下「見直し方針」という。）」に示された考え方に則し、検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施
- 本年度の定期見直し対象品目は10分野26品目（下表参照）
- 令和元年度から令和5年度までの5年間の見直しスケジュールは資料2別紙-5参照

分 野	品 目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置
オフィス機器等	電子式卓上計算機、一次電池及び小形充電式電池
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
家電製品	テレビジョン受信機、電子レンジ
エアコンディショナー等	ストーブ
温水機等	ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
自動車等	ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム
インテリア・寝装寝具	金属製ブラインド
役務	省エネルギー診断、印刷、クリーニング

(1) 画像機器等

① コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

- ➡ コピー機等3品目（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）については、平成30年度の見直しにおいて、プラスチックの資源循環の観点から、再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準及び配慮事項に追加したところ
- ➡ 画像機器等の省エネルギー性能（消費電力量等）については国際エネルギースタープログラムVersion3.0の基準が平成30年12月に確定し、本年10月よりVersion3.0に移行※する予定
- ➡ 国際エネルギースタープログラムVersion3.0からコピー機（単機能複写機）及び単機能ファクシミリは対象機器から除外。一方、高速・高品質等のプロ用画像機器（プリンタ又は複合機）が新たに対象として追加

※ 本年5月15日以降はVersio2.0に適合する新製品の認定停止。ただしVersion2.0は10月11日まで有効。以降はVersion3.0のみ有効

- 国等の機関における調達実績、上市されている製品の省エネルギー性能、市場への供給状況等を踏まえ、対象品目の見直し（追加・削除等）の必要性や判断の基準等の見直しについて検討を実施してはどうか

(1) 画像機器等

② プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ、ファクシミリ

- ➡ プリンタ等2品目（プリンタ、プリンタ複合機）及びスキャナについては、前記(1)①のコピー機等と同様、国際エネルギースタープログラム Version3.0の基準が確定済み
- ➡ 単機能ファクシミリについては、前記(1)①のとおり、対象機器から除外

■ 国等の機関における調達実績、上市されている製品の省エネルギー性能等を踏まえ、対象品目の見直しの必要性や判断の基準等の見直しについて検討を実施してはどうか

(2) 電子計算機等

① 電子計算機

- ➡ 電気計算機については平成27年度にコンピュータに係る国際エネルギースタープログラムVersion6.0が発効（平成26年7月）したことに伴い、省エネルギーに係る判断の基準の見直しを実施したところ
- ➡ 平成30年11月に国際エネルギースタープログラムVersion7.0が改定・公布され、本年2月に発効したところ
- ➡ 本年2月には省エネ法に基づくトップランナー基準の見直しが行われ、サーバ型電子計算機及びクライアント型電子計算機に係る目標年度及び目標値等が示されたところ※

※ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会「電子計算機及び磁気ディスク装置判断基準ワーキンググループ取りまとめ」（平成31年2月19日）

- 国等の機関における調達実績、上市されている製品の省エネルギー性能、市場への供給状況等を踏まえ、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等を含め、判断の基準等の見直しについて検討を実施してはどうか

(2) 電子計算機等

② 磁気ディスク装置

- ➡ 磁気ディスク装置については、平成23年度に省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、省エネルギーに係る判断の基準の見直しを実施したところであるが、以降見直しは未実施

- 前記(2)①の電子計算機の次期トップランナー基準の見直しとは切り離されており、現段階における判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(3) オフィス機器等

○ 電子式卓上計算機、一次電池及び小形充電式電池

- ➡ 電子式卓上計算機については、平成19年度に特定調達品目として追加され、その後、判断の基準等の見直しは未実施
- ➡ 一次電池及び小形充電式電池については、平成18年度に特定調達品目として追加され、JIS規格の改定等に伴い、判断の基準等を実施したところであるが、大きな見直しは未実施

- 
- 一次電池については、平成29年にJIS規格が改正されており対応が必要
 - 国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(4) 移動電話等

○ 携帯電話、PHS、スマートフォン

- ➡ 移動電話等については平成27年度にスマートフォンを新たな品目として追加するとともに、判断の基準等の見直しを実施したところ
- ➡ PHSについては昨年3月末に新規・変更の受付が停止。令和2年7月にサービス提供が終了（令和2年7月末まで料金プランが継続）

- 
- 国等の機関における調達実績、市場への供給状況等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施してはどうか
 - PHSについては、特定調達品目からの削除を含めて検討を実施してはどうか

(5) 家電製品

① テレビジョン受信機

- ➡ テレビジョン受信機については平成27年度に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、エネルギー消費効率の見直しを実施したところ
- ➡ 平成31年1月より省エネ法の次期トップランナー基準の検討が開始されたところ※

※ 対象範囲は液晶テレビ及び有機ELテレビ（第1回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会テレビジョン受信機判断基準ワーキンググループ資料）

② 電子レンジ

- ➡ 電子レンジについては、平成21年度に特定調達品目として追加され、その後、判断の基準等の見直しは未実施

- 平成30年度の検討において、テレビジョン受信機については、トップランナー基準の検討が開始されたことから、重点戦略品目として基本方針に定める2段階の判断の基準（基準値1及び基準値2）の設定を見送ったところ。トップランナー基準の検討結果を踏まえ再検討を実施してはどうか
- 電子レンジについては、国等の機関における調達実績、市場動向、技術開発動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(6) エアコンディショナー等

(7) 温水器等

○ ストーブ

- ➡ ストーブについては、平成16年度に特定調達品目として追加され、その後、判断の基準等の見直しは未実施

○ ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

- ➡ ガス温水機器、石油温水機器及びガス調理機器については、平成16年度に特定調達品目として追加。その後、判断の基準を満たす製品の拡充に伴い、一部対象範囲の拡大を行ったが、判断の基準等の見直しは未実施
- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器については、省エネ法の次期トップランナー基準の検討を実施中※

※ 第1回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会ガス・石油機器判断基準ワーキンググループが平成29年4月に開催されたが、それ以降は未開催

- 機械器具ごとの年間エネルギー消費量推計が上位の機器でありながら、10年以上見直しが未実施の品目であることから、判断の基準等の改善可能性を含めた検討の余地はあると考えられる（再掲）
- 国等の機関における調達実績、市場動向、技術開発動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(8) 自動車等

(9) インテリア・寝装寝具

○ ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム

- ➡ ETC対応車載器及びカーナビゲーションシステムについては、普及促進を目的に平成14年度に特定調達品目として追加され、その後、判断の基準等の見直しは未実施（名称の変更のみ有）

○ 金属製ブラインド

- ➡ 金属製ブラインドについては、平成27年度に特定調達品目として追加され、その後、判断の基準等の見直しは未実施



- ETC対応車載器及びカーナビゲーションシステムについては、国等の機関における調達実績（単独調達、購入車両への車載状況等）、技術開発動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか
- 金属製ブラインドについては、国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(10) 役務

① 省エネルギー診断

- ➡ 省エネルギー診断については、平成26年度に技術資格の要件及び省エネ対策の提案内容に係る判断の基準の見直しを実施したところ
- ➡ 政府実行計画※において令和元（2019）年度までに原則として10,000㎡以上の庁舎について省エネルギー診断の実施が掲げられているところ

※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成28年5月13日閣議決定）

③ クリーニング

- ➡ クリーニングについては、平成22年度に特定調達品目として追加され、関連する他の品目の判断の基準等の見直しに伴い定義等の変更を実施したところであるが、大きな見直しは未実施

- 省エネルギー診断については、政府実行計画に基づく省エネルギー診断の実施状況・実施内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性等について検討を実施してはどうか
- クリーニングについては、国等の機関における調達実績、市場動向、技術開発動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(10) 役務

② 印刷

- ➡ 印刷については、グリーン購入法施行当初から特定調達品目として位置づけられ、判断の基準等については、製紙メーカーによる古紙パルプ配合率偽装問題を受けた平成21年度及び22年度の大幅な改定をはじめ、ほぼ毎年何らかの改定が実施され、順次基準の強化が図られてきたところ

a. リサイクル適性に係る検討

- ➡ 現在、印刷物（紙）の脱墨に係る国際規格が検討中であり、また、脱墨試験法のISO化も併せて進行しており、印刷物のリサイクル適性表示の仕組み及び古紙リサイクル適性ランクリストに影響が及ぶ可能性
- ➡ 紙はもとより板紙を含めたリサイクル可能な印刷物を含め、古紙利用の一層の活性化を図るべきとの考え方について、リサイクル技術の動向、昨今の古紙の需要環境を踏まえ、検討・整理することが必要

- 内外のリサイクル適性に関連する動向を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る検討を実施してはどうか

(10) 役務

② 印刷



b. インキに係る検討

- ➡ 現行のインキに係る判断の基準（オフセット印刷）は、VOC排出抑制の観点から、植物油インキの使用を求めているところ。植物インキの普及が進展し、既に汎用品となりつつあるところ

c. オフセット印刷に係る環境配慮

- ➡ 印刷工程における環境配慮に係る判断の基準において参考としているグリーンプリンティング認証制度のオフセット印刷の基準を改定しているところ

d. 印刷用紙に係る検討

- ➡ 印刷に係る判断の基準等の見直しに当たっては、役務としての印刷のみならず、印刷に不可欠な印刷用紙の改定とも大きく関連してきたところ

- 印刷インキ工業連合会では、印刷インキに関する環境ラベル制度として「インキグリーンマーク制度」を運用中。当該認定基準を参考に検討を実施してはどうか
- 印刷の各工程における環境配慮項目及び評価基準等について検討を実施してはどうか
- 印刷用紙については、本年度の重点検討事項として位置づけた紙類に係る検討と併せ、判断の基準等について検討を実施してはどうか

その他の品目に係る見直し等

定期見直し対象品目以外の品目について

- ・ 前記(1)～(10)に示した見直し対象品目以外の品目についても、見直し方針に示された考え方に基づき、令和元年度以降の見直し予定品目であっても、必要に応じ、適切に対応を図ることとしてはどうか

① 経過措置等設定項目

- ➡ 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目※については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討を行い、判断の基準等の見直しに適切に反映
- ※ テレビジョン受信機（39V型以下の省エネ基準）、プロジェクタ（待機時消費電力）、木材・木材を原料とする製品（合法性証明に係る「ただし書」）

② 日本産業（JIS）規格変更に伴う対応

- ➡ 本年7月より、日本工業規格から日本産業規格に改められることから、基本方針においてJIS規格の参照等の関連する項目等について、制定・改正に伴う修正を含め、必要な修正等を実施

③ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（「クリーンウッド法」）に関する対応

- ➡ 平成29（2017）年5月20日に施行されたクリーンウッド法について、同法8条に基づく登録事業者の拡大に伴う対応の実施

その他の品目に係る見直し等

次年度に向けた準備について

- 令和2～6年度の見直しスケジュールの作成に向けて、令和2年度の見直し対象となっている分野・品目については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施してはどうか

令和2年度定期見直し品目

1. 紙類（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
2. カートリッジ等
3. 家電製品（テレビジョン受信機、電子レンジ）
4. エアコンディショナー等（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）
5. 自動車等（乗用車用タイヤ）
6. 制服・作業服（制服、作業服、帽子、靴）
7. インテリア・寝装寝具（カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス）
8. 作業手袋
9. その他繊維製品（全品目）
10. 役務（飲料自販機設置）

4. グリーン購入の推進に関する事項

- (1) 環境負荷低減効果等について
- (2) グリーン購入の推進について

(1) 環境負荷低減効果等について

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施するのはどうか。

○ グリーン購入による環境負荷低減効果の評価

- ◆ 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
- ◆ グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

○ 環境物品等の市場動向の把握

- ◆ アンケートなどを通じた環境物品の調達状況の把握

(2) グリーン購入の推進について

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むのはどうか。

○ 調達者の手引きの改定

- ◆ 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定

○ 地方公共団体、事業者等への普及・啓発

- ◆ 地方公共団体に対する調達方針策定等の実務支援、事例集の作成・配布、担当者向け実務研修の開催、地方ブロック別説明会の活用等

○ プレミアム基準策定ガイドライン（本編・別冊）の改定及びプレミアム基準の普及促進

- ◆ 「イベント等における環境配慮ガイドライン」の普及
- ◆ 国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供を通じ、プレミアム基準の普及を促進
- ◆ 次年度開催される東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入状況の調査に向けた事前準備